

岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり県民会議

【議事概要】

- 1 日 時：平成30年12月6日（木）14：30～16：00
- 2 場 所：岐阜大学サテライトキャンパス
- 3 趣 旨：「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」に基づく共生社会実現施策の実施状況について、意見・要望を頂くもの

【主な発言】

1 報告事項

「岐阜県手話言語の普及及び意思疎通手段の利用の促進に関する条例」について

- 条例制定を大変うれしく思っている。制定記念イベントも行ったが、他の障がいを知る貴重な機会となった。次年度以降も実施をお願いしたい。

【水野義弘委員】

- ガイドブックの作成について、知的障がい・発達障がいも盛り込んでほしい。

【水野佐知子委員】

- 市町村においては、条例という根拠がないと事業を行うことが難しいという実状が存在するので、条例は必要である。【田口道治委員】

- 条例が制定されたからすべてのことが解決するわけではない。県や市町村として何ができるか、地域が何を求めているかを掘り下げていく必要がある。

【加藤大博委員】

- これからは、当事者がどうあるかが問われている。条例は大切であるが、自分たちがどうしていくかが大切である。【岡本敏美委員】

2 議題「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」に基づく共生社会施策の実現について

- 発達障がい者サポーターは増えたが、ボランティアに来てくれる方が少ない。発達障がい関係のボランティア養成を進めてほしい。【水野佐知子委員】

- 精神障がいについて、来年度から教科書に記載が先行実施され、2022年度から本格実施されるようだが、当事者や親の理解を進めるうえで重要なことである。【服部信子委員】

○この条例に関連した行動計画を作成し、数値目標を定め、効果測定を行ったほうがよいのではないか。県民の障がい理解啓発を進めるために、ムーブメントを起こす必要があると考える。

施策の推進にあたっては、健康福祉部だけでなく教育委員会などとも連携を図ってほしい。また、教育現場における合理的配慮の進捗状況について記載してほしい。【原美智子委員】

○障がい者スポーツについて、視覚障がいの特性を考えると健常者と障がい者が一緒に行くことは難しいのではないか。【溝口広美委員】

○障がい者スポーツは、協力し合いながら一緒にできる新しい分野を考えていくことはできるのではないか。【池谷会長】

○障がい者スポーツは、確かに一緒に競技を行うことはできないが、交流を行うことはできると思われる。障がいのある人とない人が一緒にできないという固定概念は捨ててほしい。【岡本敏美委員】